

高齢者のための権利擁護

～安心して暮らすために～



【権利擁護とは？】

ひとりひとりが、人間らしい生活をするために大切な権利のひとつに「人権」があります。しかし、年を重ねることで物忘れが多くなったり、物事を判断する力が衰えたりすると、あたりまえの権利を自分で守ることが難しい場合があります。このパンフレットでは高齢者の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようなサポート内容を紹介しています。

登別市
保健福祉部 高齢・介護グループ

登別市地域包括支援センター
あおい（愛桜）・ゆのか・「けいあい」

消費者被害

1 「消費者被害」とはどのようなことを言うのでしょうか

消費者被害とは、消費者の弱い立場につけ込んで消費者に不利な契約を結ばせることによって生じる被害の総称です。特に高齢者は悪質商法などの知識や情報が少なく、騙されたことに気づかないまま、高額な契約をしてしまう場合も少なくありません。

高齢者をねらう悪質業者は、やさしい言葉で高齢者に近づいてくる騙しのプロです。まずは「だまされているかもしれない」と疑ってみることも必要です。

2 どのような消費者被害がありますか

代表的な消費者被害の例として次のようなものがあります。

～特殊詐欺～

家族や警察等になりすまし電話をかけてきてキャッシュカードを盗み取ったり、代理人と称する者に直接手渡しさせる手口です。また払いすぎた税金や年金を還付すると偽り、金融機関のATMを操作するよう指示し、お金をだまし取る「還付金詐欺」も増えています。

気づきのポイント

- 高額な現金を金融機関に引き出しに来る。
- 頻繁にATMを利用している。

対応のポイント

- ◆相手の名前や住所、電話番号をしっかり確認する。
- ◆一度電話を切り、家族や警察等へ事実かどうか確認する。
- ◆すぐに振り込まない。周りの人に相談する。
- ◆還付金の手続きでATMの操作をすることは絶対にない。



～点検商法～

無料点検を装って家に上がり込み、出まかせを言って不安をあおり不要な工事をしたり、高額な商品を買わせようとする手口です。例えば、シロアリ駆除・耐震工事・外壁工事・石油タンク洗浄・浄水器等です。

気づきのポイント

- 見慣れない車が止まっている。
- 作業員が頻繁に出入りしている。

対応のポイント

- ◆見知らぬ人は家の中に入れないようにする。
- ◆すぐに契約しないで家族などに相談する。



～送りつけ商法～

頼んだ覚えのない商品が宅配便で届けられたり、代金引き換えでお金を払わせる手口です。例えば、魚介類などの生鮮食品・健康食品・環境関連商品等です。

気づきのポイント

- ・注文した覚えがない様子で郵送物を受け取っている。
- ・頻繁に荷物が届く。
- ・開封していない宅配物がたくさんある。

対応のポイント

- ◆一方的に送られてきた荷物は、支払いや返送の義務はない。
- ◆代金引換の荷物は、本当に注文したものか、家族に確認する。



～かたり商法～

役所の職員などを装い、設置義務があるといって高額な商品を買わせようとする手口です。例えば、消火器・ガス警報器・表札・電話機等です。

気づきのポイント

- ・見慣れない業者の人が頻繁に訪ねてくる。

対応のポイント

- ◆相手の肩書や服装などに惑わされず身分証の提示を求める。
- ◆その場ですぐ購入せず家族に相談してからと断る。



3 気になる様子が見られたらどこに相談したらよいですか

当事者同士の話し合いではトラブルを招く恐れがあります。不必要なものを購入してしまったり、契約してしまった場合でも解決できる場合があります。ご自身やご家族で、「何か様子がおかしい」と思ったらご相談ください。

消費者被害
に関する
相談窓口は

登別市消費生活センター ☎85-3491
登別市地域包括支援センター あおい ☎83-0511
ゆのか ☎88-2106
「けいあい」 ☎82-5005

成年後見制度・日常生活自立支援事業

1

成年後見制度とは何ですか

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人について、生活や財産を守ったり、契約を代わりに行うことを法律的に支援する制度です。

判断能力が十分ではない方が対象で、能力の程度によって「補助」（判断能力が不十分）・「保佐」（判断能力が著しく不十分）・「後見」（自分では全く判断できない）の3タイプがあります。

次のような場合、家庭裁判所が申立てに基づき、本人の後見人等（後見には後見人、保佐には保佐人、補助には補助人）を選び、法律的に保護、支援します。後見人等は本人に代わり、財産管理や身上保護を行います。

①財産管理

預貯金通帳・印鑑・権利証の管理、年金の受け取り、公共料金・税金の支払い、不動産の管理・処分 など

②身上保護

介護サービスや障がい者サービス利用の契約・内容の確認、福祉施設の入退所に関する契約、費用の支払い、入院の手続き・医療費の支払い など
※直接的な介護や看護などは行わない



また、後見人等には以下の権限が与えられます。

代理権	本人に代わって、契約等の法律行為を支援する。
同意権	何かを購入する等の契約行為にあたって内容を検討し、同意してもよいか判断する。
取消権	判断(同意)を受けず、本人が不当に交した契約や購入手続きを取り消すことができる。

例えば・・

「悪質な訪問販売等で、高額な商品を次々と購入し、貯金もなくなってきた」

後見人等が、本人が行った契約が不利益だと判断した場合は、契約を取り消すことができる。



2

判断能力のある人は成年後見制度を利用できないのですか

現在判断能力のある方が、将来判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を契約により決めておく「任意後見制度」もあります。公証役場での手続きが必要です。



3

日常生活自立支援事業とは何ですか

判断能力の低下が少しあるものの、日常的なことだけ援助を受ければ生活が成り立ち、日常生活自立支援事業の契約内容をある程度理解できる方が対象です。次のような福祉サービスの相談や手続きの支援、日常的な金銭管理等の支援を行います。

①福祉サービス利用援助（基本事業）

福祉サービス（介護保険や障害サービス等）の情報提供や、手続きの方法や利用についての支援。

②日常的な金銭管理サービス

金銭管理に関する相談・助言、預金の引き出し、公共料金・家賃・医療費などの支払いのための金融機関への同行や代行支援。

③書類等の預かりサービス

通帳・印鑑・年金証書など大切な書類の預かり支援。



ご利用の希望がある場合、登別市社会福祉協議会にご相談ください。

登別市社会福祉協議会 生活あんしんサポートセンター ☎83-7379

4

成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いは何ですか

判断能力の状態の違いだけでなく、日常生活自立支援事業は、日常的な金銭等の管理に限定していますが、成年後見制度は、日常的な金銭管理に留まらず、全ての財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助します。

5

どのような時に制度や事業を利用したらよいですか

物忘れが進み、お金の使い方や通帳の管理に不安がある。

介護サービスを利用したり施設に入ったりする時に、契約など難しいことが理解できない。

家族に自分の年金を使われて、生活に必要なお金がなくなってきた。



日常生活に必要な公共料金等の支払い方法がわからない。

使うはずのない商品を購入したり、 unnecessary 契約をいつの間にかしてしまう。

今は判断能力があるが、認知症になった時に自分の希望する人に財産管理をして欲しい。

こういったお悩みに対し、「成年後見制度」または「日常生活自立支援事業」を利用することで、問題を解決できる場合があります。

成年後見制度
に関する
相談窓口は

室蘭成年後見支援センター

☎83-5031

登別市地域包括支援センター あおい

☎83-0511

ゆのか

☎88-2106

「けいあい」☎82-5005

高齢者虐待

1 高齢者虐待とはどのようなことをいうのでしょうか

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ権利を無視し尊厳を冒す行為を行うことです。高齢者虐待は高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）により禁止されています。例えば次のようなものがありますが、一つだけではなく、重複して行われているケースも多くなっています。

① 身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力、鍵をかけて閉じ込めたり、ベッドに縛り付ける、無理やり食べ物を口に入れる等



② 経済的虐待

年金や預貯金を無断で使う、必要な医療や介護の費用を家族が支払わない等



③ 性的虐待

本人の嫌がる性的行為を強要する。罰として下半身を出したままにする、人前で排せつをさせたり、おむつ交換をする等



④ 心理的虐待

怒鳴る、ののしる、子供のように扱う、無視をする等



⑤ 介護・世話の放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、非常に不衛生な状態を放置している、必要な医療や介護を受けさせない等



2 高齢者虐待はどうして起きるのでしょうか

高齢者虐待が起きる背景には、様々な要因があって複雑に絡み合っている場合もあります。虐待を受けている人だけではなく、虐待をしている人にも支援が必要なこともあります。自覚がなく虐待をしている場合や、認知症や介護に対する知識不足が虐待に繋がってしまうこともあります。

介護疲れ

介護負担が重くなると介護疲れでストレスが増大し、虐待の要因となることがあります。また、介護に対する理解や技術がないため、十分な介護ができない時も負担が増します。

高齢者と介護者の人間関係

両者の性格や、もともとの人間関係の悪さ。

経済的な問題

経済状態が苦しい、または高齢者の年金に依存した生活状態が続いている。

認知症への不十分な理解

介護者が認知症を理解していない、認知症を受け入れられないことから、高齢者の混乱した行動や言葉に対して叱責する。

介護者の心身状態

介護者が体調不良である、アルコールへの依存等精神的に不安定な状態である。

高齢者虐待を防止するにはどのような点に気を付けたらよいですか

高齢者虐待は身近に起こりうる問題です。高齢者や家族のちょっとした変化やサインに気づき、みんなで声を掛け合い、支え合うことが虐待の防止につながります。些細なことも大切な気づきとなります。



本人からみられるサイン

- ◆ 体に不自然なあざや傷がある。
- ◆ 何日も入浴してない様子、衣服が汚れている。
- ◆ 家族といると怯えた表情をする。
- ◆ いつもより食事をたくさん食べる。
- ◆ 「家に帰りたくない。」とすることがある。
- ◆ 自由に使えるお金がないと言う。
- ◆ 天気が悪くても外にいることがある。



家族や介護者からみられるサイン

- ◆ 家族が疲れている様子が見られる。
- ◆ 介護について相談する人がいない。
- ◆ 医師などの専門職に会いたがらない。
- ◆ 冷淡な態度、支配的な言動がある。
- ◆ 高齢者を怒鳴っている声や、物を投げる音、叩く音など気になる音が聞こえる。



地域でみられるサイン

- ◆ 近所付き合いをしがらなくなった。
- ◆ 最近姿を見なくなった。
- ◆ 電気メーターが止まっている。
- ◆ 庭の手入れがされていない。
- ◆ 郵便受けが新聞や郵便物で一杯になっている。

こんな時のサインを見逃さない

デイサービス等の

- ・ 送迎のとき
- ・ 入浴のとき
- ・ 食事のとき

- ・ 地域の回覧を回すとき
- ・ 地域の集まりがあるとき

ヘルパー等の訪問サービス
で自宅訪問するとき

気になる様子があったらどうしたらよいですか

気になる様子自体が高齢者本人と養護者にとって支援を必要としているサインかもしれません。できるだけ早くに相談機関へ知らせてください。また、生命や身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した時には速やかに通報する義務があります。虐待を受けている本人が通報することもできます。

「虐待を受けているかもしれない」と感じたらまずはお相談ください。
なお通報者等を特定する情報を漏らすことは絶対にありません。



高齢者虐待
に関する
相談窓口は

登別市保健福祉部 高齢・介護グループ ☎85-5720
登別市地域包括支援センター あおい ☎83-0511
ゆのか ☎88-2106
「けいあい」 ☎82-5005



作成者

登別市保健福祉部 高齢・介護グループ	TEL 85-5720
登別市地域包括支援センターあおい	TEL 83-0511
ゆのか	TEL 88-2106
「けいあい」	TEL 82-5005

作成年月 令和3年10月